10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

分離可能性条項と一部無効：入れておけば安心、ではない

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　問題の所在：条項の一つが無効だと契約全体が無効か

契約書の末尾に、こういう一行が入っていることがあります。

> 第〇条（分離可能性）
> 本契約のいずれかの条項が無効である場合であっても、本契約のそれ以外の条項の効力にはなんら影響を及ぼさない。（注1）

分離可能性条項です。分離条項、可分条項とも呼ばれます（注2）。

置く理由ははっきりしています。契約の一部の条項が公序良俗違反や独占禁止法違反、消費者契約法違反で無効になったときに、その影響が他の条項に及んで契約全体が無効になる事態を防ぐためです。契約全体が無効と判断されると、再度協議交渉して改めて契約を締結しなければならないうえ、無効と判断されるまでに履行された行為の効果等について、当事者間で対応を検討しなければならなくなります（注2）。

問題は、この一行でそこまで担保できるのかです。

先に結論を書きます。**分離可能性条項は万能ではありません。**契約の中核部分が無効なら、条項があっても契約全体が無効になりえます。以下、一部無効の枠組み（二）、条項があれば必ず分離されるのか（三）、書き方への落とし込み（四）の順に見ます。

二　制度の枠組み

1　一部無効の効果には、明文がない

出発点を確認しておきます。法律行為が公序良俗に反すれば無効です。

> 第九十条（公序良俗）
> 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。（注3）

ところが、**契約の一部だけが無効になったときに残りがどうなるかについて、民法に一般的な規定はありません**（注4）。

分離可能性条項が合意されていない場合に、契約の内容のうち一部の条項が無効であるときに残部は有効であるという一部無効と解し得るのかについては、学説上さまざまな議論があります。一般的には、無効等とされる条項が契約の本質的な要素（または不可欠な要素）である場合や、無効等とされる条項とそれ以外の条項が密接不可分である場合には、契約全体にその影響が及び、契約全体が無効等であると考えられています（注4）。

条文化の試みもありました。債権法の改正に向けて2013年2月26日に決定された「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」第5の1では、法律行為の一部が無効となる場合であっても法律行為のその余の部分の効力は妨げられないものとする、ただし当該一部が無効であることを知っていれば当事者がその法律行為をしなかったと認められる場合にはその法律行為は無効とするものとする、とされていましたが、改正法へのこのような規定の盛り込みは見送られました（注4）。

明文のない領域です。判断の材料は判例に求めることになります。

2　最高裁の2つの判決と「当事者の意思」

方向の違う2つの判決を並べると、基準が見えます。

まず、全部無効になった事例です。娘に酌婦として稼働させる対価として、消費貸借の名義で前借金を受け取った事案で、最高裁はこう述べました。

> しからば上告人〔氏名略〕の右金員受領と〔娘〕の酌婦としての稼働とは、密接に関連して互に不可分の関係にあるものと認められるから、本件において契約の一部たる稼働契約の無効は、ひいて契約全部の無効を来すものと解するを相当とする。（注5）

稼働契約の部分が公序良俗に反して無効であることは原審と同じ見解をとりつつ、その無効が消費貸借契約自体には影響しないとした原審の判断を覆したものです（注5）。決め手は「密接に関連して互に不可分の関係」でした。

もう一方は、全部無効とした原審の判断を覆した事例です。根抵当権設定契約が、つなぎ融資と再建融資という2種類の債務を担保する2個の目的を有していたところ、再建融資の部分について要素の錯誤があったという事案です。

> ……その一の目的について原判示のような錯誤があつたとしても、そのために他の目的をも達成できなくなるものでないかぎり、本件根抵当権設定契約の全部が無効となるものではないと解すべきである。けだし、契約の当事者は特別の事情がないかぎり契約の目的達成を意図するものであるから、契約の一部の目的について無効原因が存する場合であつても、その部分を除いてなお当事者の意図した目的の達成が可能であるときは、該契約を右目的の達成が可能な範囲で有効とすることが、契約当事者の意思に合致し、公平の原則にもかなうものというべきだからである。（注6）

この判決は、原審が一部の錯誤から直ちに全部無効と即断したことを「一部無効の法理」の解釈を誤ったものだとしています（注6）。

2つを並べると、軸がはっきりします。

判決	判断	理由づけ
昭和30年10月7日	全部無効	無効な部分と他の部分が密接に関連して互に不可分
昭和47年12月19日	全部無効とした原審を破棄・差戻し	他の目的を達成できなくなるものでない限り全部無効とはならない。そう解することが契約当事者の意思に合致し、公平の原則にもかなう

2つの判決を並べると、無効な部分を除いても当事者が契約で達しようとした目的が残るかどうか、言い換えれば契約当事者の意思が判断の軸になっていると読めます。ここに、分離可能性条項の居場所があります。

3　分離可能性条項の役割は、意思をあらかじめ書いておくこと

一部無効の判断が当事者の意思を基準にするなら、その意思を契約書に書いておけばよい。それが分離可能性条項です。

この条項は、もともと英米法圏の契約書における「Severability clause」に由来して日本の契約書に導入されたものです。日本法が準拠法となる国内の当事者同士の契約書においては必ず設けられている一般条項とまではいえませんが、最近ではM&A契約やライセンス契約に限られず、取引基本契約書や定型約款等においても設けられている例が増えています（注7）。

もっとも、効力の議論は残ります。分離可能性条項が合意されている場合に実際にどのような効力が生じるのかについて、真っ向から明確に判示している最高裁判所の裁判例は見当たりません。少なくとも、契約当事者において一部の条項が無効等となった場合であっても残余の部分には影響を生じさせないという意思を有していることをあえて明らかにしていることからすれば、そのような解釈が不合理であるような例外的な場合を除き、可能な限り定めたとおりの効力を有するものとして解釈される可能性が高いと考えられます（注8）。

条項を置く意味は、判断の基準である「当事者の意思」を、争いになる前に固定しておくことにあります。

三　解釈：条項があれば必ず分離されるか

1　条項がなくても分離されることは多い

順序を逆から見ておきます。特に分離可能性条項を当事者間で合意していない場合であっても、一定の例外的場合を除き、契約中のある条項が無効になったとしても契約全体が無効とならないとの解釈が導かれる場合も多いところです（注8）。

昭和47年の判決がその例です。分離可能性条項の有無は問題にされておらず、契約の目的が2個あったことから、全部無効とした原審の判断を誤りとしています。

2　条項があっても分離されない場合がある

逆の側が、この記事の主張です。

例外は、無効等とされる条項が契約の本質的な要素（または不可欠な要素）である場合と、無効等とされる条項とそれ以外の条項が密接不可分である場合です（注4）。昭和30年の判決は後者にあたります。

分離可能性条項があれば前者の場合も救われるとは限りません。条項の効力は、そのような解釈が不合理であるような例外的な場合を除き、可能な限り定めたとおりに解釈される可能性が高い、という留保つきのものです（注8）。中核の条項が抜けた残りを契約として維持することが不合理なら、当事者が意思を書いていても、そのとおりにはならないおそれがあります。

分離可能性条項を盛り込んでいても、契約の成立要件である要素（中核的事項）に無効事由があれば、契約全体が無効と判断される可能性があります（注9）。

「入れておけば安心」ではない、というのはこの意味です。

3　条項の一部だけが無効になる処理もある

分離可能性条項の射程の外に、もう一つの道があります。条項そのものを丸ごと無効とせず、条項のうち一部分だけを無効とする処理です。

ユニオン・ショップ協定について、最高裁はこう述べました。

> したがって、ユニオン・ショップ協定のうち、締結組合以外の他の労働組合に加入している者及び締結組合から脱退し又は除名されたが、他の労働組合に加入し又は新たな労働組合を結成した者について使用者の解雇義務を定める部分は、右の観点からして、民法九〇条の規定により、これを無効と解すべきである（憲法二八条参照）。（注10）

協定を無効にしたのではありません。協定のうち特定の場面に適用される部分だけを無効にしています。裁判例にも、無効とされる条項が全部無効であることを前提に契約全体が無効か否かを論じるのではなく、解釈によって当該条項の一部を無効（一部は有効）と解することによって、結果として契約全体の有効性を論じることなく妥当な結論を導いているものが多くあります（注11）。

契約全体の存否が争点になる前に、条項の内側で決着がつく場面があるということです。

四　契約実務への還元

1　対象は「無効」だけにしない

一般的に契約書に定められている分離可能性条項における分離の対象は、無効である条項に限定されていないものも多いところです。無効である条項に加えて、「違法である条項」や「執行不能である条項」についても影響を及ぼさない旨を定めている例もあります（注12）。条項例は次のものです。

> 第〇条（分離可能性）
> 本契約のいずれかの条項が違法、無効または執行不能と判断される場合であっても、本契約のそれ以外の条項の有効性、適法性または執行可能性にはなんら影響を及ぼさない。（注12）

「違法」「執行不能」を加えるのは、単なる言い換えではありません。行政法規に違反するが私法上の効力は否定されない条項、外国での執行が認められない条項など、無効という言葉では拾えない場面があります。

2　「無効な条項を有効な範囲に読み替える」と書けるか

書くことはできます。無効等と判断される条項について、そのように判断されないように限定的に解釈する旨を定める型と、無効等とならない限度で別の意味の条項が合意されたものとみなす型の条項例があります（注13）。後者は、削除されたものとみなされる部分は本契約の趣旨と目的に法的に可能な限りにおいて最も近似した適切な条項によって置き換えられるものとみなす、というものです（注13）。

ただし、実際にある条項が無効等と評価されたときに、どのような限定的な解釈がされるのか、どのような内容の条項が合意されたものとみなされるのかは不明確です（注13）。そのうえ、その内容が最終的に裁判で決まるのなら司法による契約の改訂・修正にほかならず、契約自由の原則との関係で問題があるのではないか、という疑問も残ります（注13）。

書けますが、書いたとおりに動く保証はありません。

そこで、協議で埋める形の条項例もあります。いずれかの条項が違法・無効・執行不能と判断された場合には、契約を変更等することによってその影響を可能な限り除去すべく誠実に協議を行う、という条項例です（注14）。協議した結果として新たな合意ができなかった場合には契約は終了とする、という条項例もあります（注14）。

3　中核的な条項が無効な場合には効かない

三の2で見たとおりです。ここを条項でどう扱うかには、2つの考え方があります。

ひとつは、条項の側で正直に線を引く書き方です。無効等とされる条項が契約の本質的要素を構成する場合や重要かつ不可欠な内容を定めている場合には、契約当事者としては、それ以外の条項を有効として契約を維持する意向を有していないことも多いところです。その旨を明らかにする条項例もあります（注15）。

> 第〇条（分離可能性）
> 本契約のいずれかの条項が違法、無効または執行不能と判断される場合であっても、当該条項が本契約において本質的要素または重要かつ不可欠な内容を定めているものではない限り、本契約のそれ以外の条項の有効性、適法性または執行可能性にはなんら影響を及ぼさない。（注15）

もうひとつは、そもそも中核の条項が無効になる可能性を先に潰すことです。分離可能性条項は、無効になる条項が出ることを前提にした保険です。保険を厚くするより、独占禁止法・取適法（旧下請法）・消費者契約法・労働法の各規制に触れる条項を起案の段階で洗うほうが先です。

レビューの順序としては、分離可能性条項を見るのは最後で構いません。

4　関連契約の間の分離は、別に書く

同一の契約書内における条項の分離について定める分離可能性条項とは別に、複数の関連する契約書が締結されている場合において、ある契約が無効等とされた場合であってもその他の契約の有効性等には影響を生じさせない旨を、特に合意しておくこともあります（注16）。もっとも一般的には、一つの契約書に定める契約が無効となった場合には関連するその他の契約も効力を失う旨を定めておく条項が、よく用いられています（注16）。

基本契約と個別契約、ライセンス契約と保守契約のように束になっている取引では、こちらのほうが実務的な影響が大きくなります。どちらの方向で書くかは、取引の設計そのものの判断です。

5　サルベージ条項と混同しない

似て非なる条項があります。サルベージ条項は、ある条項について文言どおりの内容と解釈した場合には当該条項は強行規定に違反してすべて無効となるような場合に、その条項の効力を強行規定によって無効とされないように、その内容を限定的に解釈する旨を明記して定める条項です。損害賠償責任について「法律上許される範囲内におい

て」という留保付きですべて免除される旨を定める条項などが、これに該当します（注17）。

このうち一定のものは、法令で無効とされています。消費者契約法8条3項が、事業者の債務不履行等による損害賠償責任の一部を免除する消費者契約の条項であって、重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていないものを無効としています（注17）。

一般的な分離可能性条項は、通常、サルベージ条項には該当しません（注17）。ただし、四の2で見た「限定的に解釈する」型の条項については、サルベージ条項と大きな差異がないとも考えられます（注13）。**読み替え型を書くときは、この点を意識しておく必要があります。**

本稿で扱わなかったこと

公序良俗違反、独占禁止法違反、消費者契約法違反のそれぞれについて、どのような条項が無効とされるかは、各規制を扱う章の射程です。本稿は、無効になった後に契約全体がどうなるかに絞りました。

錯誤・詐欺・強迫による取消しと一部無効の関係は、民法の総則の議論に入るため扱っていません。本稿で引いた昭和47年の判決は、錯誤が無効原因とされていた改正前民法95条のもとでの事案です（現行法では錯誤は取消し原因です）。本稿は一部無効の法理の部分だけを使いました。

サルベージ条項の適法性の限界（消費者契約法8条3項の適用範囲、事業者間契約での扱い）は、本稿では扱っていません。

参考文献等

（注1）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）204頁の記載例①
（注2）前掲注1・204～205頁
（注3）民法90条
（注4）前掲注1・205～206頁
（注5）最2小判昭和30年10月7日民集9巻11号1616頁（昭和28年（オ）第622号）。引用にあたり当事者の氏名を伏せました
（注6）最3小判昭和47年12月19日民集26巻10号1969頁（昭和46年（オ）第908号）
（注7）前掲注1・205頁
（注8）前掲注1・207～208頁
（注9）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）640～641頁
（注10）最1小判平成元年12月14日民集43巻12号2051頁（昭和60年（オ）第386号）
（注11）前掲注1・207頁
（注12）前掲注1・209頁および同頁の記載例②
（注13）前掲注1・210～211頁および同頁の記載例④・⑤
（注14）前掲注1・211～212頁および212頁の記載例⑥
（注15）前掲注1・209～210頁の記載例③
（注16）前掲注1・212頁
（注17）前掲注1・208頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/bunri-kanousei-joko-ichibu-muko/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「分離可能性条項と一部無効：入れておけば安心、ではない」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。